

平成27年10月14日
第2回新潟市区のあり方検討委員会 資料2
新潟市大都市制度・区政創造推進課

論点整理について

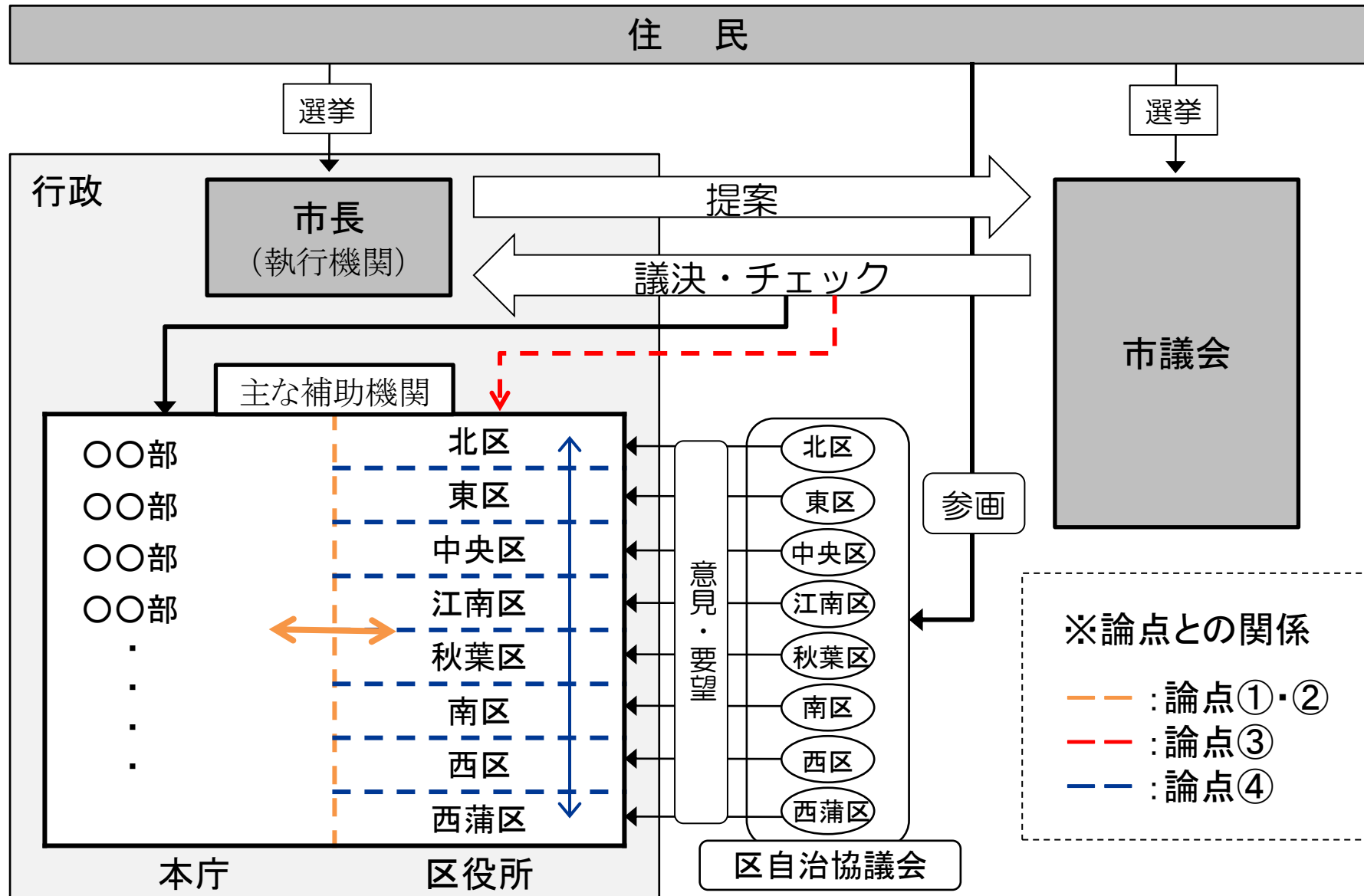


1 区制(現行)について	2
(1)新潟市における自治の仕組み	2
(2)区制の概要	3
(3)区長の役割, 事務・権限	3
2 論点①「総合区制度への対応」	5
(1)法制化の経緯, 自治法の規定	5
(2)総合区と現行の新潟市の区との比較	9
(3)総合区制度にかかる検討の視点(例)	11
3 論点②「区の権限強化」	12
(1)職員・予算の状況	12
(2)これまでの取組における考え方	13
(3)区役所と本庁の事務分担整理の状況	15
(4)委員意見, 基本的な考え方	15
(5)区の権限強化にかかる検討の視点(例)	16
4 論点③「ガバナンスのあり方」	17
(1)本検討委員会におけるガバナンス	17
(2)議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組み	18
(3)新潟市議会における常任委員会の設置状況	19
(4)区常任委員会にかかる過去の検討	19
(5)区常任委員会の設置方法, 委員意見, 条例・予算の状況	20
(6)区常任委員会にかかる検討の視点, 議会以外のチェック機能	21
(7)議会以外のチェック機能等にかかる検討の視点(例)	22
5 論点④「区の規模や数」	23
(1)現状, 委員意見	23
(2)政令市移行時の区割りの考え方(基準, 理由等)	24
(3)委員意見, 区の規模や数にかかる検討の視点(例)	26

区制（現行）について



■ 新潟市における自治の仕組み





■ 区制の概要

区とは

- 地方自治法第252条の20第1項により、政令指定都市に必置
- 区の数、人口、面積などの基準はない
- 区の名称、所管区域、区役所の位置などは条例(※)で規定
- 区に事務所を置く(必要があると認めるときはその出張所を置く)
- 事務所の長として職員のうちから市長が命ずる区長を置く

※新潟市においては、『新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例』

【地方自治法(抜粋)】

第252条の20 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

- 2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 区にその事務所の長として区長を置く。
- 4 区長又は区の事務所の出張所の長は、当該普通公共団体の長の補助機関である職員をもって充てる。





■ 区長の役割, 事務・権限

区長の役割・職務

- 市長の命を受け, 当該地域(区)の特色を踏まえた政策企画や, 市民生活に密着した行政サービスを実施
- 副区長以下の一般職員の事務を指揮・監督

区長の事務

① 個別法に基づき処理することとされている事務

例) 戸籍事務, 住民基本台帳事務

② 市長の権限に属する事務を分掌させるもの

例) (団体により異なる) 諸証明関係事務, 埋火葬許可関係事務, 国民健康保険関係事務

— 区長(区役所)に関する事務・権限を定める主な例規 —

- 区役所に置く各組織の名称・所掌事務などを規定: 区役所組織規則
- 市長から区長の判断(専決)に任されている事務・権限などを規定: 事務専決規程
- 市長から区長に権限自体を委譲(委任)している事務・権限を規定: 事務委任規則

- ・ 『専決』は事務処理の権限は市長に留保したまま, 事務処理上の意思決定者を区長と定めることで全ての日常業務が市長決裁となることを避けるものであり, 文書の発信者名は『市長名』となる。
- ・ 『委任』は事務処理の権限自体を受任者に移すものであり, 文書の発信者名は委任を受けた『区長名』となる。



区長の役割, 事務・権限

区長の権限

有	① 個別法に基づき区長が処理することとされている事務 ②-1 市長の権限に属する事務のうち、専決権者が区長となっている事務 ②-2 区長に委任された事務
無	※ 上記を除く、区役所組織規則で定める事務

※新潟市における運用状況（権限がない事務でも場合によって運用上の裁量権を区長に付与）

主な権限・内容		区長裁量の範囲	留意点	
財源	本配当	①人事・施設管理	※本配当に充てる金額は財務課が全体から算出。 ※③・④の事業採否にあたっては区間や財務課との調整あり。 ※予算編成の最終決定権限者である市長の承認が必要。	
		②特色ある区づくり予算事業		
		③提案区独自事業		
	再配当	④区提案予算制度を活用した事業		必要経費のため、区長裁量はほとんどない。
		⑤本庁所管の事務事業の実施		各区の特色を踏まえ、企画立案から実行まで区自らが行う事務事業であるため、区長裁量が多い。
組織	①課組織の再編成権 ②課組織の名称変更権	地域の実情を踏まえた区の提案に基づいた事務事業であるが、本庁所管課が制度設計や予算要求を行っているため、区長裁量は限定的。		
		各事務事業の本庁所管課が制度設計や予算要求をし、区長裁量は少ない。		
人事	課長補佐以下の配置権	区役所各課の状況などを踏まえ、区長裁量で配置変換等を行っている。	※市民が分かりやすいよう窓口組織は原則統一。 ※組織編成の最終決定権者である市長の承認が必要。 ※新・定員配置計画のもと区職員数は人事課が全体から算出。	

論点① 「総合区制度への対応」



■ 総合区制度を導入した場合における影響の整理

法制化の経緯

第30次地方制度調査会答申(抜粋)

「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」

(平成25年6月25日)

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

(3) 「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的な方策

…(略)…区長が市長から独立した人事や予算等の権限，例えば区の職員の任命権，歳入歳出のうち専ら区に関わるものに係る市長への提案権，市長が管理する財産のうち専ら区に関わるものの管理権などを持つこととすることを検討すべきである。

このように，区長に独自の権限を持たせる場合には，現在は一般の職員のうちから命ずることとされている区の事務所の長(区長)について，副市長並みに，市長が議会の同意を得て選任する任期4年の特別職とし，任期中の解職や再任も可能とすることを選択できるようにすべきである。…(略)…



地方自治法の規定

改正地方自治法（平成26年5月30日公布）－抜粋－①

（総合区の設置）

第252条の20の2 指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、

前条第1項の規定にかかわらず、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを第8項の規定により総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くことができる。

- 2 総合区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに総合区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 総合区にその事務所の長として総合区長を置く。
- 4 総合区長は市長が議会の同意を得てこれを選任する。
- 5 総合区長の任期は、4年とする。ただし、市長は、任期中においてもこれを解職することができる。
- 6 総合区の事務所の職員のうち、総合区長があらかじめ指定する者は、総合区長に事故があるとき又は総合区長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 （略）



地方自治法の規定

改正地方自治法（平成26年5月30日公布）－抜粋－②

（総合区の設置）

第252条の20の2

- 8 総合区長は総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもので次に掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表する。ただし、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合は、この限りでない。
- 一 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）
 - 二 総合区の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）
 - 三 社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち総合区の区域に住所を有する者に対して直接提供される役務に関する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）
 - 四 前3号に掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの



地方自治法の規定

改正地方自治法（平成26年5月30日公布）－抜粋－③

（総合区の設置）

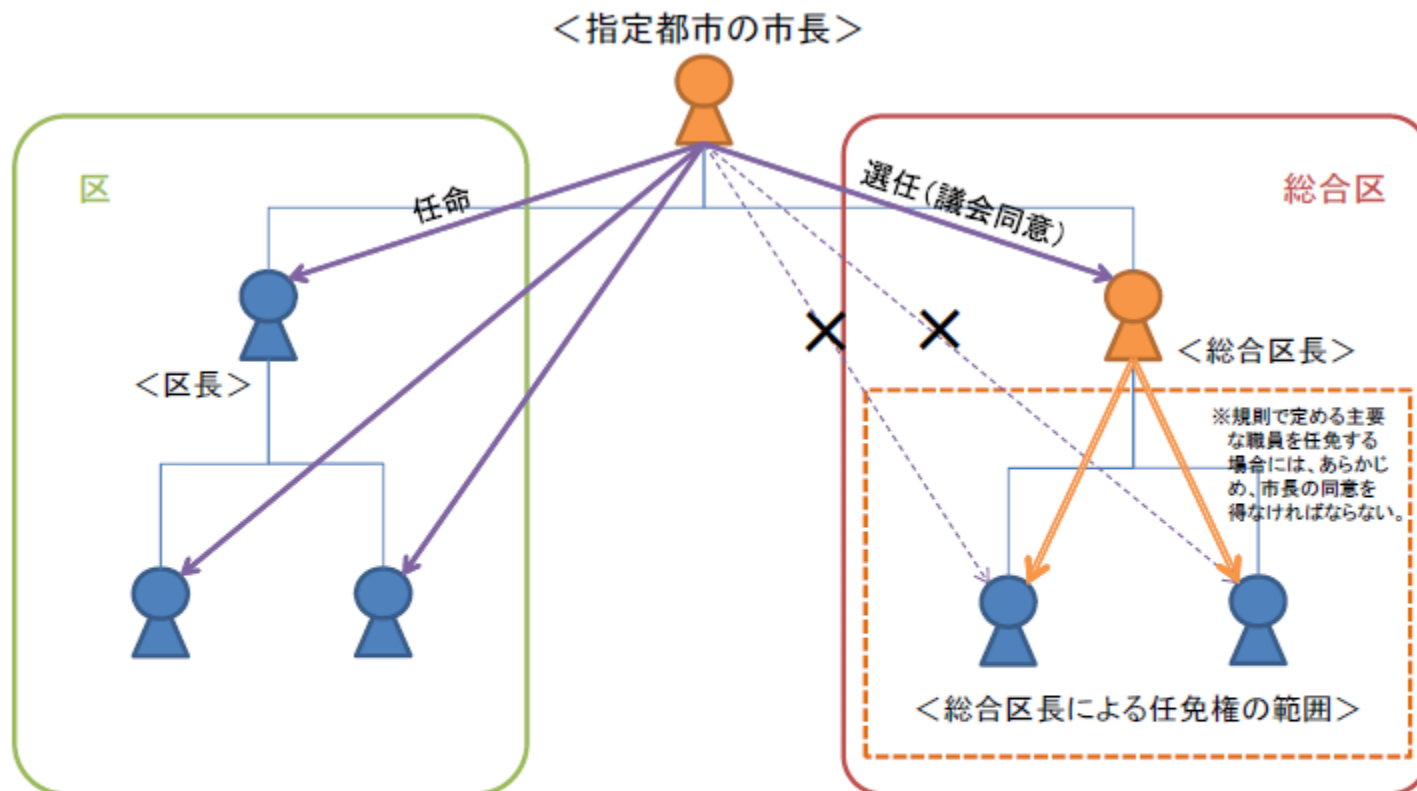
第252条の20の2

- 9 総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員（政令で定めるものを除く。）を任免する。ただし、指定都市の規則で定める主要な職員を任免する場合には、あらかじめ、市長の同意を得なければならない。
- 10 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。
- 11 総合区に選挙管理委員会を置く。
- 12～14 （略）

論点①「総合区制度への対応」



総合区長の職員任免権の範囲



【共通①】競争試験及び選考(人事委員会が決定)

【共通②】給与、勤務時間その他の勤務条件(条例で定める)



: 特別職



: 一般職



: 市長の任免権(任命や昇任等)

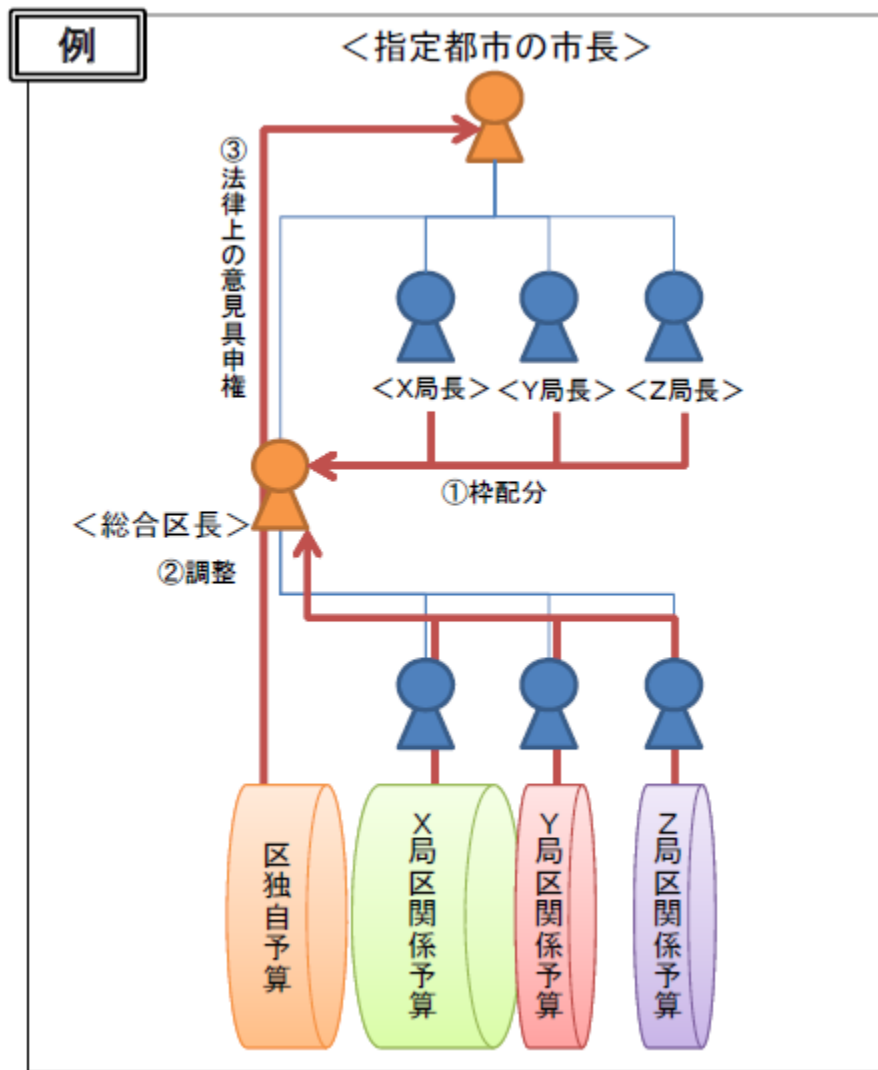
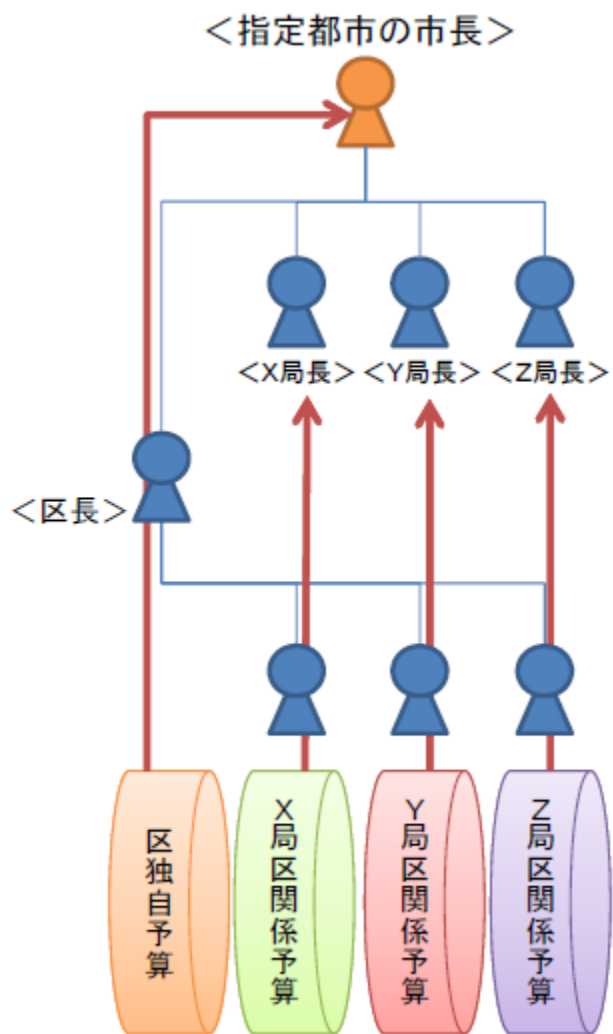


: 総合区長の任免権(任命や昇任等)

論点①「総合区制度への対応」



総合区長の予算意見具申権

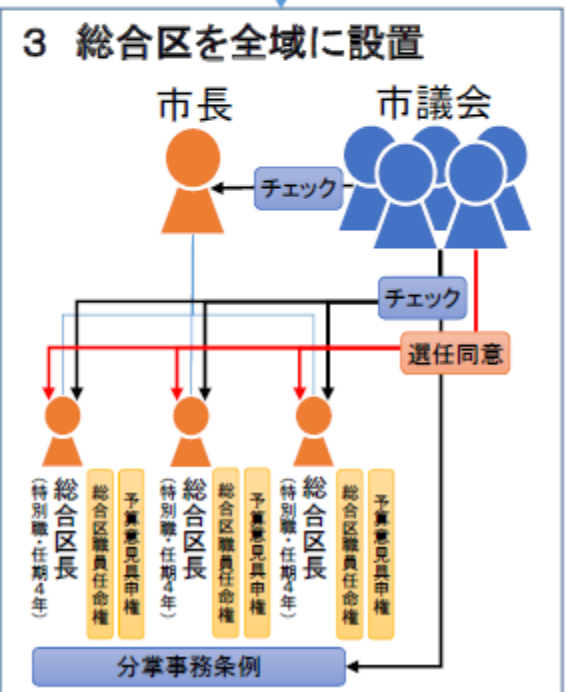
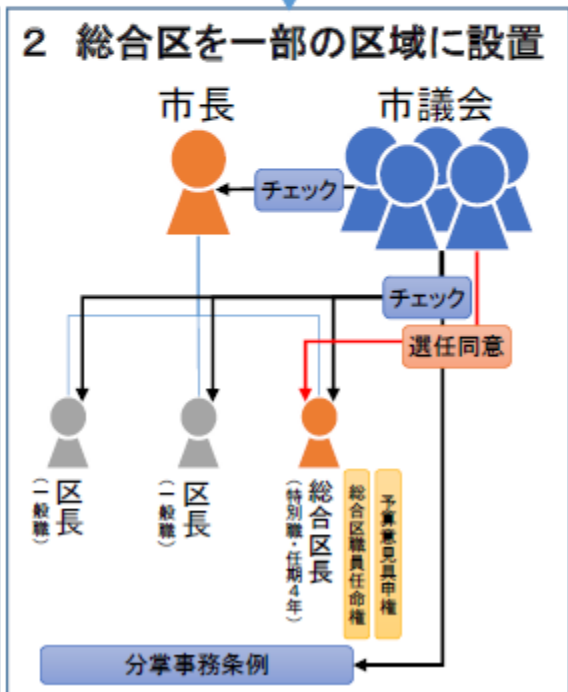
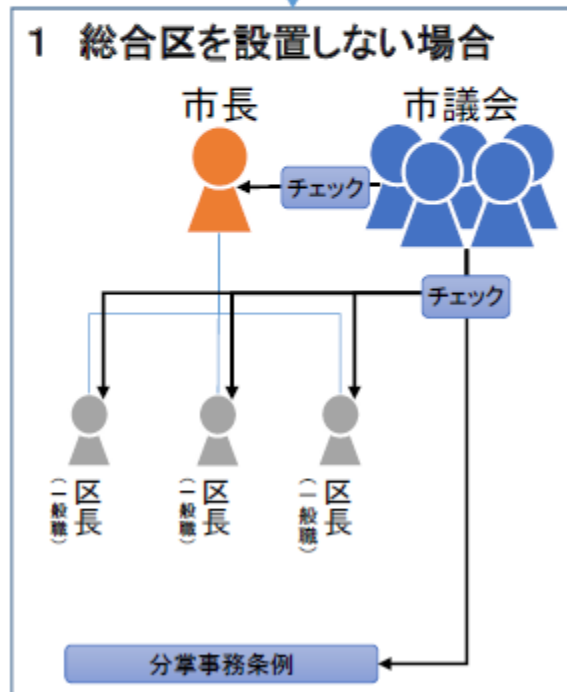
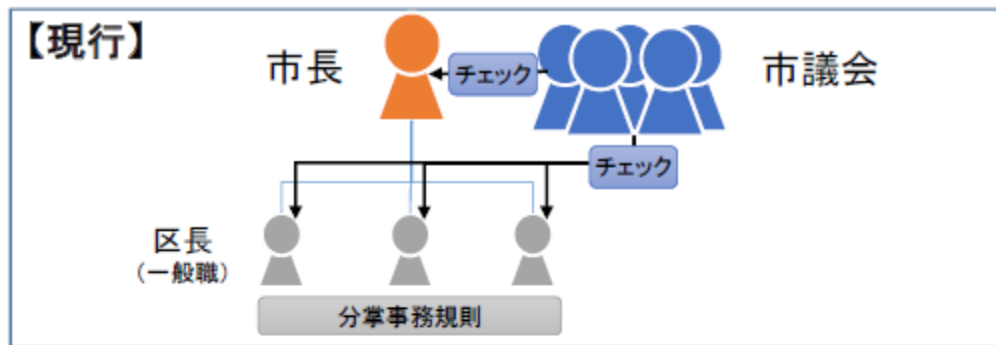


論点①「総合区制度への対応」



総合区の設置の方法

- 要件:なし(人口、面積などにかかわらず設置可能)
- パターン:以下の1~3いずれも選択可能



論点①「総合区制度への対応」



総合区と現行の新潟市の区との比較

	総合区	現行の新潟市の区
1 位置づけ	指定都市の内部組織	指定都市の内部組織
2 法人格	なし	なし
3 長	総合区長	区長
主な事務	総合区の政策・企画の立案(法に規定) 総合区のまちづくり等の事務(法に規定) 市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを執行	市長の権限に属する事務のうち、 規則で定めるものを分掌し、補助執行
権限	職員任命権 予算意見具申権	(運用上、課長補佐以下の配置権を付与するとともに、区づくり予算・区提案予算で区長の意向を反映)
身分	特別職	一般職
選任	市長が議会の同意を得て選任	市長が職員から任命(公募は庁内外から人材を募集・選考の上、任命)
任期	4年	定めなし(公募区長は3年)
市長との関係	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける
リコール	あり	なし
4 議会	なし(市議会の判断で区常任委員会を設置する等の工夫が可能)	なし(市議会の判断で区常任委員会を設置する等の工夫が可能)

▶ 9頁参照

▶ 11頁参照

論点①「総合区制度への対応」



総合区長が執行する主な事務(現行の新潟市の区との比較)①

総合区	現行の新潟市の区 (※規則：区役所組織規則)
<p>【個別法で規定】</p> <p>●法令で総合区長が-----→ 執行することとされた事務(A) 例) ○戸籍事務, 住民基本台帳事務</p>	<p>※区長も同様の事務を執行(従来, 法令上区長が執行する事務は総合区長も執行する) 例) ○戸籍事務, 住民基本台帳事務</p>
<p>【地方自治法で規定】</p> <p>●総合区の政策・企画の立案(B) -----→</p> <p>●総合区長の固有の事務(B)</p> <p>①総合区のまちづくりの事務 例) ○区民会議 -----→ ○まちづくり計画の策定 -----→</p> <p>②総合区の住民の交流を促進する事務 例) ○地域の祭り・イベント -----→</p> <p>③福祉関係の事務のうち, 総合区の住民に対し直接提供される役務に関する事務 例) ○子育て相談所の運営 -----→</p>	<p>※区の政策の推進及び重要施策の企画に関する事項(規則に規定)</p> <p>※区自治協議会に関する事項(規則に規定)</p> <p>※区ビジョンまちづくり計画の策定(上記, 「区の政策・・・」の規定に基づき実施)</p> <p>※地域の祭りへの補助, 実施協力等(観光及び物産振興に関する事項(規則に規定))</p> <p>※地域子育て支援センターの運営等(こどもに関する施策の企画, 立案及び実施に関する事項(規則に規定))</p>



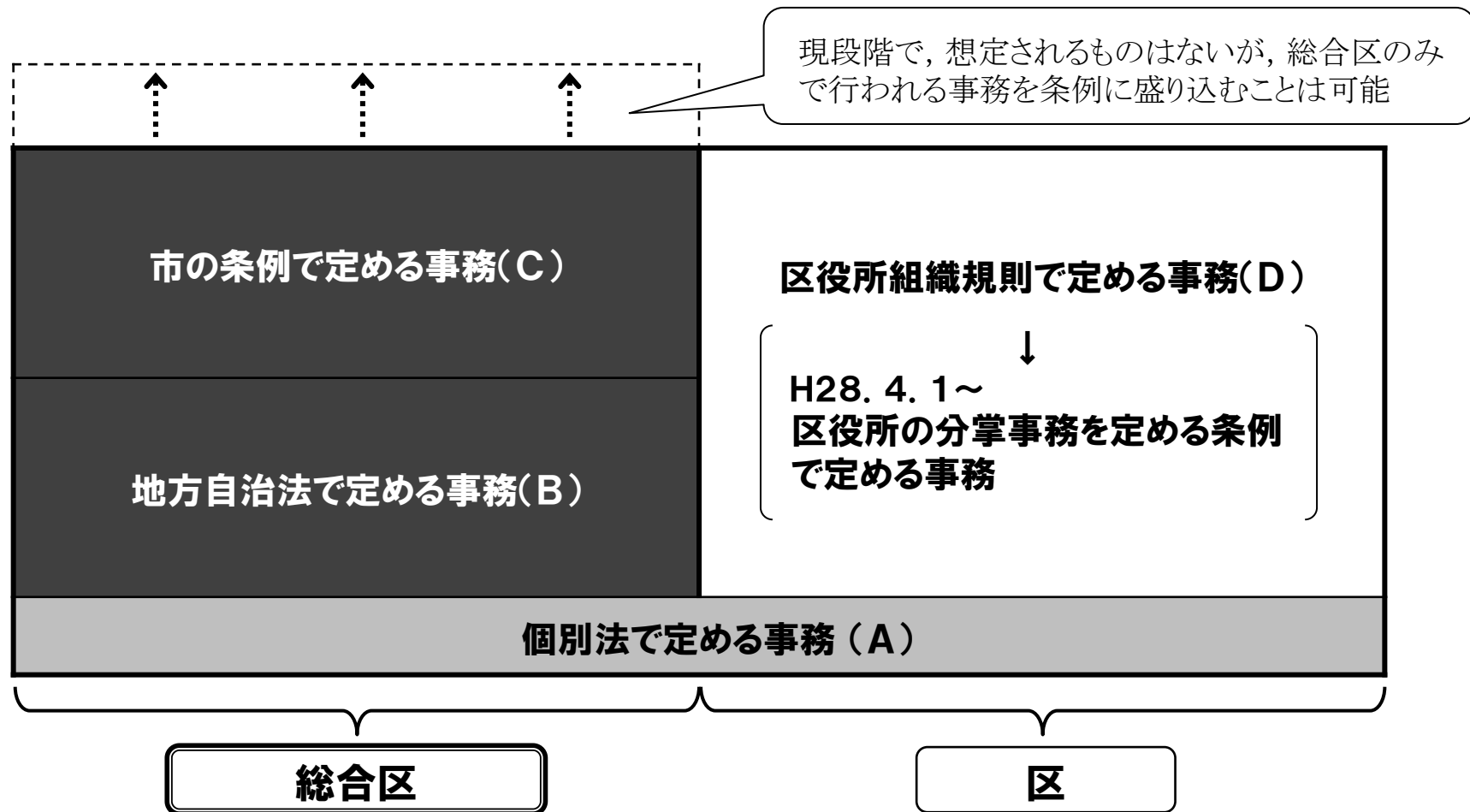
総合区長が執行する主な事務(現行の新潟市の区との比較)②

総合区	現行の新潟市の区 (※規則：区役所組織規則)
<p>【地方自治法で規定】</p> <p>●Bの事務のほか、条例で定める事務(C)</p> <p>①まちづくり関係</p> <p>例) ○公園の使用許可 -----></p> <p>○道路の占用許可 -----></p> <p>②コミュニティ関係</p> <p>例) ○市民利用施設の維持管理、使用料徴収 ----></p> <p>○自治会・町内会などの地縁団体の認可 ----></p> <p>③福祉関係</p> <p>例) ○国民健康保険の被保険者資格の認定 -----></p> <p>や保険料の徴収</p> <p>○介護保険における要介護認定 -----></p>	<p>※公園及び緑地の占用，使用等の許可に関する事項</p> <p>※道路の占用許可に関する事項</p> <p>(上記，いずれも規則に規定)</p> <p>※公の施設の管理(規則に規定)</p> <p>※地縁による団体の認可に関する事項(規則に規定)</p> <p>※国民健康保険の資格に関する事項</p> <p>国民健康保険料に関する事項</p> <p>※要介護認定及び要支援認定に関する事項</p> <p>(上記，いずれも規則に規定)</p> <hr/> <p>●上記，区役所組織規則で定める事務(D)</p> <p>※区が分掌する事務については，現在，規則で定められているが，改正地方自治法(H26.5.30公布)により平成28年度以降，条例で定めることになる</p>

論点①「総合区制度への対応」



総合区長が執行する事務のイメージ(現行の新潟市の区との比較)



- Aの事務の執行について、総合区長及び区長は当該指定都市を代表する。
- B・Cの事務の執行について、総合区長は当該指定都市を代表する。
- Dの事務について、区長は市長の事務を分掌して補助執行する。

論点①「総合区制度への対応」



総合区長の権限(現行の新潟市の区との比較)

総合区	現行の新潟市の区
<p>【地方自治法で規定】</p> <p>●職員任免権 -----></p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員を任免する。 <p>※規則で定める主要な職員を任免する場合には、あらかじめ、市長の同意を得なければならない。</p> <p>●予算意見具申権 -----></p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べるができる。 	<p>【新潟市における運用】</p> <p>※職員の配置に関する事務における運用として、区長に課長補佐以下の配置権を付与している。また、区役所内の課の再編成権も付与している。(課の数を増やす場合は総務部と協議が必要)</p> <p>※予算要求過程における運用として、特色ある区づくり予算など、区に直接配分される予算については区が直接財務部へ要求している。また、区が予算事業を提案できる制度を設けており、各区長等で構成する「区長会議」において、提案事業の優先順位をつけ、財務部へ提案している。</p>

【イメージ】





総合区制度にかかる検討の視点(例)

- ① 議会同意により、区長の選任に一定程度の民意が反映されると考えられる。
- ② 任期(4年)があらかじめ決まっており、長期的視点による区政運営が可能になると考えられる。
- ③ 総合区長の事務・権限は、法に規定されていることから、時の政治状況に影響されず、継続性が担保されると考えられる。
- ④ 現時点では、総合区長と区長の事務の範囲は同じと考えられる。
- ⑤ 職員の任免については権限が拡充される。
- ⑥ 予算に対する意見の具申については、実態として既に行っているものが法の裏付けを持つことになる。

論点② 「区の権限強化」



■ 総合区の採用とは別に区の権限強化に向けた方向性の整理

区役所と本庁の職員配置・予算の状況

職員配置の状況

(平成27年4月1日現在)

	区役所職員数 (A)	本庁職員数 (B)	全市職員数 (A+B)
人数	2,068人	5,286人	7,354人
構成比	28.1%	71.9%	100%

(本庁職員内訳)

	市長部局	教育委員会事務局 (内, 教員)	その他行政 委員会事務局 (選管, 人事など)	議会事務局	消防局	市民病院	水道局	
人数	1,994人	839人	169人	70人	24人	915人	1,103人	341人
構成比	27.1%	11.4%	2.3%	1.0%	0.3%	12.4%	15.0%	4.6%



■ 総合区の採用とは別に区の権限強化に向けた方向性の整理

区役所と本庁の職員配置・予算の状況

予算の状況

(平成27年度当初予算)

	区役所本配当予算 (A)	本庁本配当予算 (B)	全市合計 (A+B)
予算額	28,291百万円	336,209百万円	364,500百万円
構成比	7.8%	92.2%	100%

(本庁本配当予算内訳) ※予算額:百万円

	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	議会費	消防費	教育費	公債費	諸支出金	予備費
予算額	22,425	106,681	28,533	1,116	7,867	20,317	54,792	1,159	14,492	27,693	41,971	9,061	100
構成比	6.2%	29.3%	7.8%	0.3%	2.2%	5.6%	15.0%	0.3%	4.0%	7.6%	11.5%	2.5%	0.03%



区の権限強化に向けた新潟市の考え方

政令市移行時

『大きな区役所』の実現 ⇒ 区役所が市政のメインステージ

- 市民生活に密着したサービスは、可能な限り区役所で完結
- 分権型政令市として、各行政区が主体となって魅力あるまちづくりを推進
- 各行政区の経営・改革の当事者である区長が組織マネジメントを徹底

※区役所で取り扱う業務範囲は各政令指定都市によって様々だが、大きく2つに分類できる。

小区役所制	大区役所制
大阪市，名古屋市，京都市等	新潟市，川崎市，広島市，仙台市等
戸籍，住民基本台帳，租税の賦課，国民健康保険，国民年金，福祉などの日常的・定型的な窓口業務のみを分掌	日常的・定型的な窓口業務に加え，企画政策，保健，土木，建築，産業など幅広い分野の業務を分掌



区の権限強化に向けた新潟市の考え方

組織再編の状況

【本庁 → 区への移管】

(平成21年度)

- 土木事務所より、市道・公園の維持に関する業務を区役所建設課へ移管(係の新設)

(平成24年度)

- 土木事務所より、市道・公園の整備に関する業務を区役所建設課へ移管(係の新設)

【区 → 本庁への移管】

(平成24年度)

- 区役所税務課を廃止し、本庁組織(市税事務所)に再編

(平成27年度)

- 区役所下水道課を廃止し、本庁組織(下水道事務所)へ業務を集約

市民生活に密着したサービスは可能な限り区役所で完結できるよう本庁業務を区へ移管する一方、組織体制の効率化や職員の専門性の向上が図られる業務については、区役所の組織を廃止し、本庁の組織として再編



区の権限強化に向けた新潟市の考え方

自治の深化に向けた取組における「大きな区役所」の捉え方

＜地域(区)における自治の深化に向けた検討＞

- 平成25年度より、庁内の関係部長などで構成する「区政創造推進会議」や、8区長などで構成する「区長会議」において自治の深化に向けて検討
- 平成26年度には、「新潟市区における総合的な行政運営の推進に関する規程」を制定し、区・市間の協議を制度化
- 区のさらなる強化に向けて、区役所と本庁の事務分担を再整理
 - ⇒ 「区役所で扱う事務が多い」ことが「大きな区役所」か？
 - 限られた人員・財源の中で、単に区役所で扱う事務を多くすることが区が主体となった特色あるまちづくりにつながるか？

「大きな区役所」の捉え方について、再整理する必要があるのではないか

論点②「区の権限強化」



区役所と本庁間の協議の仕組み

区長会議 (2回/月 開催)

◎ 8区長(議長:秋葉区長 副議長:西区長)
△ 準構成員:市理事, 地域・魅力創造部長, 市民生活部長

- 区政に関する政策協議及び市長への提言
- 区に関する本庁所管案件の事業計画, 方針伺い等の事前協議(重要なもの)
- 区提案予算の協議・要求 など

副区長会議 (2回/月 開催)

- 区に関する本庁所管案件の事業計画, 方針伺い等の事前協議(軽易なもの)
- 本庁に対する事務改善提案(軽易なものを除く) など

課長グループ会議 (1~2回/月 開催)

◎ 地域課長グループ ◎ 区民生活課長グループ
◎ 建設課長グループ ◎ 健康福祉課長グループ
.....

- 定型的な事務事業の連絡調整, 協議
- 本庁に対する事務改善提案(軽易なもの) など

新潟市区における総合的な行政運営の推進に関する規程(概要)

- 市民福祉の向上に向け, 区における総合的な行政運営を推進するために制定。
- 区長は,
 - 区内の事務事業に関し必要な調整を行う。
 - 部長に対し必要な措置を講ずるよう要請できる。
- 部長は,
 - 区長が区の実情に応じて事務事業を実施できるよう配慮する。
 - 事務事業実施に当たり, あらかじめ, 区長に対し, 協議等を行わなければならない。
- 協議に当たっては, 区長会議などを活用するよう努めなければならない。

新潟市区長会議設置規程(概要)

- 区政に関する政策協議を行うとともに, 区役所間, 区役所・本庁間の連絡調整を円滑にし, 市民本位の市政を進めるため設置。
- 部長は全区又は複数区に共通し, 影響する事項について会議に付さなければならない。
- 都市計画等, 市民の生活環境に影響を与えると見込まれる事務事業の立案に当たっては, 会議に付議しなければならない。
- 議長は必要があると認める場合は会議に部長を出席させ, 資料の提出又は意見を求めることができる。



区役所と本庁の事務事業の整理等の状況(主なもの)

- 地域性** ● 地域の実情を踏まえた予算の配分
⇒ 特色ある区づくり予算に各区の人口・面積を指標として算定した額を上乗せ
- 地域性** ● 工事入札時の資格要件
⇒ 地域の実情に合わせ、各区で工事入札の資格要件の判断を可能にした
- 地域性** ● 教育支援センターの設置と区役所業務
⇒ 従前の教育事務所を機能強化した上で全区に設置した教育支援センターについて、各区地域課内に設置し、職員は地域課(区役所)の併任をかける
- 地域性
広域性** ● 文化・スポーツ施設等の所管整理
⇒ 文化・スポーツ施設等について、地域施設を区で、広域施設を本庁として所管を整理
- 地域性
広域性** ● 人・農地プラン作成業務の役割分担
⇒ 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成業務について、主に区役所が本庁と協力しながら実施することとし、国・県との調整、区をまたぐ案件、取りまとめなどは本庁で行うとして役割分担を明確化
- 地域性
専門性** ● 区役所建設課での訴訟
⇒ 当該区内の案件は区役所で、全市的な案件は本庁で訴訟事務を担当するとして役割分担を明確化
- 専門性
効率性** ● 騒音測定業務の本庁集約による効率化
⇒ 区役所と本庁が合同で行ってきた騒音測定業務を本庁に集約した上で業者委託により実施
- 効率性** ● 区役所保護課ケースワーカーの人員配置
⇒ 区役所保護課ケースワーカーの人員について、国の配置基準に従い本庁が一元管理
- 効率性** ● 道路予算の効率的な執行
⇒ 生活道路整備費について、より効率的な予算執行を行うため本庁への配分に変更

※左端の白抜文字は事務分担の整理にあたって考慮した観点。



(第1回委員意見)

- 新潟市が、「分権型政令市」を目指し、区の財源・権限・体制の強化に取り組んでいることについては、積極的に評価したいと思います。今後は、区役所機能の強化という基本的な方向性は維持しつつ、業務執行の効率性や職員の専門性の確保といった観点から、市に集約した方が望ましい事務がないかどうか、検証が必要であろうと考えます。

区の権限強化にかかる基本的な考え方

- 市民福祉の向上は、区役所・本庁が一体となって取り組むもの。
- 新潟市では、これまで「地域性」、「広域性」、「専門性」、「効率性」といった観点から、より効果的な事務の執行が可能となるよう、区役所と本庁の事務分担の整理を進めてきた。
- 区の権限強化にあたっては、単に区役所の組織を大きくしたり、担う事務を多くするのではなく、上記の観点を踏まえ、バランスのとれた組織体制、事務分担の検討が必要。



区の権限強化にかかる検討の視点(例)

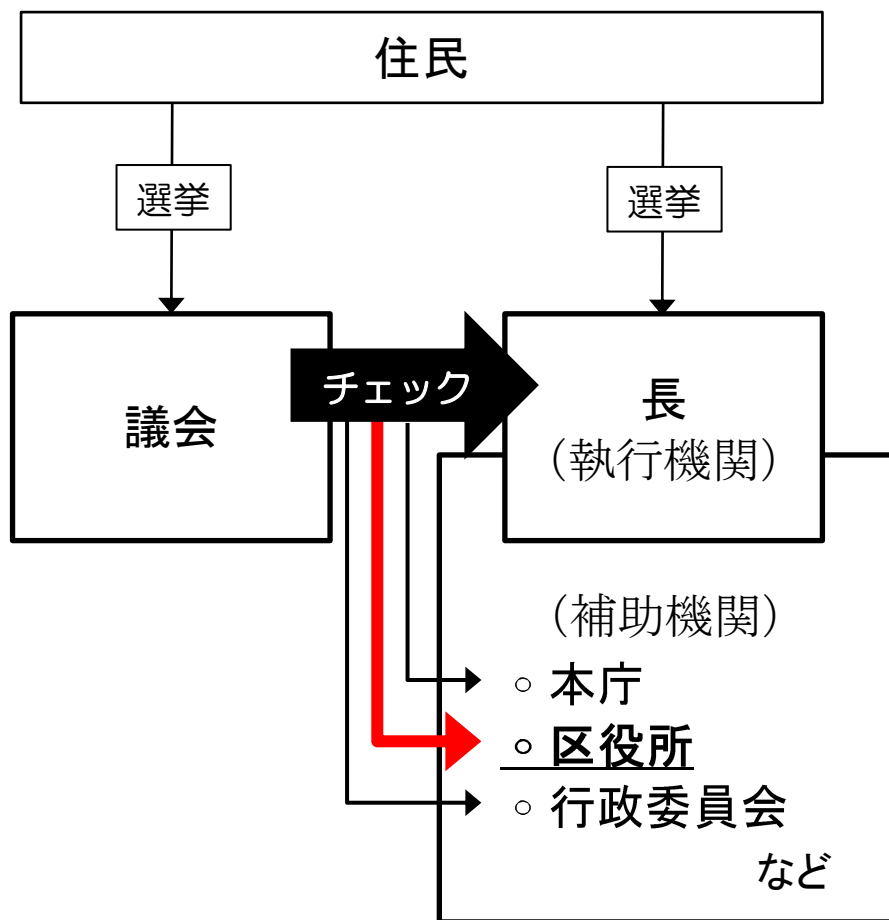
- ① 新潟市はこれまで、「地域性」、「広域性」、「専門性」、「効率性」といった観点で区役所と本庁の事務分担の整理を進めてきたが、このほかに考慮すべき観点はあるか。
- ② 上記の観点の中で、見直すべきものはあるか。

論点③ 「ガバナンスのあり方」



■ 区の権限強化に対応したガバナンスのあり方の整理

本検討委員会におけるガバナンス



※ガバナンスとは、
『統治, 管理, 監督』などの意味。

●本検討委員会におけるガバナンスは、
『長(執行機関)に対する議会のチェック機能』
と定義する。

●より権限を強化された区役所の執行状況を
チェックするにあたっては、どのようなやり方が
ふさわしいのか。



区の権限強化に対応した
ガバナンスのあり方について整理



議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組み

第30次地方制度調査会答申（抜粋）

「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」

（平成25年6月25日）

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

(3) 「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的な方策

…(略)…以上のような新たな区の位置付けを踏まえ、区を単位とする住民自治の機能を強化すべきである。区単位の議会の活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすべきである。



議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組み

改正地方自治法公布にかかる総務大臣通知(抜粋)

(平成26年5月30日)

第1 指定都市の区に関する事項

3 その他

指定都市の議会においては、区を単位とする行政に住民の意思をより一層反映させる観点から、区単位の議会の活動が重要であることを踏まえ、地域の実情に応じて、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置くなど、区を単位として調査・審査等を行う仕組みを設けることも考えられること。

論点③「ガバナンスのあり方」



新潟市議会における常任委員会の設置状況

委員会名	定数	所管事項
総務常任委員会	12人	議会事務局，地域・魅力創造部，総務部，財務部，秘書課， <u>区役所(地域課及び総務課に限る。)</u> ，会計課，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他に属しない事項
文教経済常任委員会	13人	教育委員会，文化スポーツ部，観光・国際交流部，経済部，農林水産部， <u>区役所(産業振興課(西区役所にあつては農政商工課，西蒲区役所にあつては産業観光課)に限る。)</u> 及び農業委員会の所管に属する事項
市民厚生常任委員会	13人	市民生活部，危機管理防災局，福祉部，保健衛生部， <u>区役所(区民生活課，健康福祉課及び保護課に限る。)</u> ，市民病院及び消防局の所管に属する事項
環境建設常任委員会	13人	環境部，都市政策部，建築部，土木部，下水道部， <u>区役所(建設課に限る。)</u> 及び水道局の所管に属する事項

【参考】特別委員会 (設置の必要がある場合に，議会の議決によって置かれる)

委員会名	定数	所管事項
大都市行財政制度調査特別委員会	12人	<u>大都市制度</u> ，地方分権，財政健全化及び <u>区のあり方検討会</u> にかかわる調査，研究
農業活性化調査特別委員会	13人	持続可能な農業確立のため，農業特区，食の安全，ユネスコ創造都市にかかわる調査，研究
人口減少対策調査特別委員会	13人	少子・超高齢社会の進行による人口減少問題及び雇用対策にかかわる調査，研究
観光交流促進調査特別委員会	13人	交流人口，定住人口の拡大に向けた，魅力発信及び観光誘客等の観光交流事業にかかわる調査，研究



新潟市における区常任委員会にかかる過去の検討

- 「政令市にいがたのあり方検討委員会」からの提言を踏まえ、本市にふさわしい自治の実現に向けた制度の選択肢(案)を提示。(H24.12)

【地域(区)における自治の深化と制度の選択肢(案)について】

(平成24年12月21日 市議会全員協議会)

- 区 長 (略)
- 議 会
 1. 区を単位とする常任委員会の設置(第30次地方制度調査会で議論)
 2. 上記を発展した意思決定の場を設置(法改正必要)
 3. 現行どおり
- 教育委員会 (略)

⇒ 選択肢(案)の提示後、区長の選任方法と教育委員会のあり方については、優先順位を提示し検討を継続。議会のあり方については、市が優先順位を提示するべきでない、として、上記、選択肢(案)を提示したのみ。



区常任委員会の設置の方法

- ①単独区設置, ②複数区(全区含む)設置, ③設置しない

【各区の議員定数】

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲
議員定数 (人)	5	9	11	4	5	3	10	4
人口 (人)	77,621	138,096	180,537	69,365	77,329	46,949	161,264	60,740
面積 (km ²)	107.72	38.62	37.75	75.42	95.38	100.91	94.09	176.55

※人口(H22国勢調査)

(第1回委員意見)

- 区選出議員は、最も少ない区で3人となっており、当該区単独での常任委員会設置は実効性の点で課題がある。



区役所と本庁の所管条例・予算の状況

所管条例の状況

(平成27年9月30日現在)

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	区計 (A)	本庁 (B)	全市 (A+B)
所管 条例数	4	3	5	8	14	4	3	21	62	366	428
構成比 (対全市)	0.9%	0.7%	1.2%	1.9%	3.3%	0.9%	0.7%	4.9%	14.5%	85.5%	100%

予算の状況

(平成27年度当初予算)

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	区計 (A)	本庁 (B)	全市 (A+B)
本配当 予算額 (百万円)	3,583	3,348	4,654	3,097	2,867	2,988	4,260	3,493	28,291	336,209	364,500
構成比 (対全市)	1.0%	0.9%	1.3%	0.8%	0.8%	0.8%	1.2%	1.0%	7.8%	92.2%	100%



区常任委員会にかかる検討の視点(例)

- ① 委員会全体にかかる審議の負担(量・時間)が多くなるとともに、現行の常任委員会の所管事項との整理が必要になると考えられる。
- ② 区常任委員会などの区を単位とした調査・審査等を行う場の設置の要否については、全市の議案(条例案, 予算案)に占める区に関する議案の割合が参考になると考えられる。
- ③ 議員においては、選出区以外の区の状況が把握しづらくなり、意見を述べる機会が制限されることになると考えられる。



議会以外のチェック機能等について

社会情勢

行政ニーズ

多様化・高度化

地方分権の推進

住民自治の強化

住民の行政への参画



議会以外のチェック機能等について

市民が市政・区政に関わる機会(主なもの)

- アンケート調査
- パブリックコメント
- ワークショップ
- 議会への請願・陳情
- 市長・区長への手紙
- 市政・区政懇談会
- 区自治協議会・審議会等への参画
- 直接請求

議会以外のチェック機能等にかかる検討の視点(例)

- ① 区の役割の変化に対応して、ガバナンス、チェック機能のあり方も成熟していく必要があるが、議会以外に、どのような仕組み・手法が考えられるか。

論点④ 「区の規模や数」



■ 住民に身近な区政と持続可能なサービスを提供できる効率性の整理

区の規模・数にかかる現状

- 新潟市の区の数8で、政令市中上位8番目
- 新潟市の1区当たりの人口は約10万1千人で、政令市中最も少ない
- 新潟市の全職員に占める区役所職員の割合は約3割で、政令市中1位

(第1回委員意見)

- 10年前に掲げた区づくりの理念をもう一度、本委員会で見てみる必要があるのではないか。



政令市移行時の区割りの考え方

「行政区画の編成及び区役所の位置答申書（H17. 8. 30）」（抜粋）

- 行政区画編成基準
 - 人口規模
 - 地形，地物，面積
 - 地域の一体性，沿革，歴史，地縁的感情
 - 自治・町内会の区域
 - 学校区
 - 行政機関の所管区域の一致
 - 土地利用状況，都市計画，地域開発の状況の変化
 - 旧市町村の区域
 - 区役所設置基準
 - 交通の利便性
 - 区内住民の日常生活上の利便性
 - 既存施設の利用
 - 用地確保の可能性
 - 地域的発展の動向
- ※ 区の数をもととした理由
- ※ 各区の考え方，区の境界について
- ※ 区役所位置について



答申書「行政区画編成基準」と照合結果

基準項目	基準の概要	基準との当時の照合結果
人口規模	<p>○既存の政令市の平均人口規模は10～20万人程度。</p> <p>○人口規模が小さいと行政区の数が多くなり効率性が損なわれるが、一方、分権型政令市をめざし市民との協働を考えると人口規模は10万人程度が適当。</p>	<p>●各区の人口規模は約5～約18万人となっているが、平均として10万人程度となっている。</p>
地形、地物、面積	<p>○明瞭な地形・地物は誰でもが認識しやすく、生活上の分断要素であることから、これを区画線とする。</p> <p>○区の中心地まで遠いと感じられない距離。 (時間距離がバス・自転車で概ね30分)</p>	<p>●北・江南・秋葉・南区で一部飛び地がある。</p> <p>●北・南区を除いて、半径6kmの円が区域を概ね覆う。</p>
地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情	<p>○市民との協働を進めるために、市町村の区域を越えて一体感を有する歴史的沿革や地縁的つながりを考慮する。鉄道・道路等の交通網や、土地利用の一体性など、地域の結びつきを考慮する。</p>	<p>●各区で旧郡のつながりや市街地の連たん、郷のつながりなど、地域の結びつきが見られる。</p>
自治・町内会の区域	<p>○自治・町内会などの地域コミュニティや町字の区域を考慮する。</p>	<p>●東・中央区で一部の町字の区域が分断されるが、他の区域は分断されない。</p>



答申書「行政区画編成基準」と照合結果

基準項目	基準の概要	基準との当時の照合結果
<p>学校区</p>	<p>○小中学校の通学区域を分断しないよう考慮する。</p>	<p>●東・中央・江南・西区で一部の学校区が分断されるが、他の学校区は分断されない。</p>
<p>行政機関の所管区域の一致</p> <p>土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化</p>	<p>○郵便局、警察署等の所管区域、地域の土地利用、交通体系及び都市計画などの状況を考慮する。</p>	<p>●東・中央区で東・南警察署、南・西・西蒲区で巻警察署の所管区域と一致はしていない。</p> <p>●西区において都市圏ビジョン発展軸と不一致。</p>
<p>旧市町村の区域</p>	<p>○旧市町村は、地域の一体感・帰属意識の源であり、伝統・文化・歴史の基礎的な枠組みとなっていることから、合併関係市町村は市町村界を分断しない。</p> <p>○旧新潟市域を分ける際は、支所・出張所の境界を区画線とする。</p>	<p>●東・中央・江南区で一部、居住地区に影響はないものの、支所・出張所の境界を分断する箇所がある。</p> <p>●西蒲区で市町村界を分断する箇所がある。</p>

論点④「区の規模や数」



答申書「区役所設置基準」と決定理由

基準項目	基準の概要
交通の利便性	○区民にとって、交通条件のよい位置が望ましい。
区内住民の日常生活上の利便性	○区役所の利用に際しては、日常生活上の利便性を高めるため、他の公共施設・機関、商業サービス機能が一応の水準で蓄積されている地点が望ましい。
既存施設の利用	○支所や地区事務所などは、これまでも長年その場所でサービスを提供し、地域住民にその位置も浸透していることなど、既存施設の有効利用を最大限考慮する。
用地確保の可能性	○区役所は住民との協働の拠点となるなど、その用地はゆとりある広さであることが望ましい。 ○現実的条件として、適当な規模の用地が確保できる可能性があること。
地域的発展の動向	○将来における地域開発や道路整備等、把握できる範囲の地域発展の方向性を予測した上で位置を決めることが望ましい。

区	決定理由	区	決定理由
北区役所 (豊栄市役所)	●既存施設の活用と施設規模の面から決定。	秋葉区役所 (新津市役所)	●既存施設の活用と施設規模の面から決定。
東区役所 (中地区事務所) ※	●既存施設の活用と東区内の活用可能施設の中での施設規模の観点から決定。	南区役所 (白根市役所)	●既存施設の活用と施設規模の面から決定。
中央区役所 (市役所本庁舎)	●既存施設の活用と交通の利便性の面から決定。	西区役所 (坂井輪地区事務所)	●既存施設の活用と交通の利便性の面から決定。
江南区役所 (亀田町役場)	●既存施設の活用と施設規模の面から決定。	西蒲区役所 (巻町役場)	●既存施設の活用と他の行政機関の集積の面から決定。

※東区役所は、平成23年10月、現在の場所(旧商業施設)へ移転。



答申書「区の数や規模を8区とした理由」

【行政区画審議会】区の数にこだわらないことを確認した上で検討

区割りにかかる住民意見(2回調査) + 「行政区画編成基準」 + 「区役所設置基準」

論点整理

最重要

- ◆今後のまちづくりの主体となるのは、そこに居住する住民であること。
- ◆その住民の意見を全体とのバランスをとる中で最大限尊重すること。

◎ 効率性を考えれば区の数はいくつか少ない方がよいと考えられるが、住民と行政が協働して今後のまちづくりを行うためには

- 地域の繋がりを尊重し、コミュニティの力を活かすことが必要。
- 住民自らが属する行政区を身近に感じられる距離の範囲が必要。

▶ 住民意見を尊重するとともに、生活圏や動線軸、まちづくりの方向を考慮し、全体の調和を取るためには『**8区が適当**』

分権型政令市の
理念に合致

※ 区が増えることによる経費については、
①既存施設の最大限の利用、②行政改革の推進 により、適切な対応が可能と判断。



(第1回委員意見)

- 国も自治体も小さくて効率的に運営されるべき。本庁は業務官庁から政策官庁になり、区役所をもっと住民に近づける。
- 今後の区のあり方を検討するに際しては、人口減少等の人口動態の変化を踏まえることが重要。

区の規模や数にかかる検討の視点(例)

- 以下のとおり、①、②それぞれの面から影響を整理することが考えられる。

	① 区の規模:大, 数:少	② 区の規模:小, 数:多
区民と行政の距離	遠い	近い
.....

論点④「区の規模や数」



旧市町村と区の構成





人口・世帯数・面積

※人口, 世帯数(H22国勢調査)

	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)
全市	811,901	312,533	726.45
北区	77,621	26,050	107.72
東区	138,096	54,447	38.62
中央区	180,537	85,405	37.75
江南区	69,365	22,963	75.42
秋葉区	77,329	26,141	95.38
南区	46,949	14,113	100.91
西区	161,264	65,255	94.09
西蒲区	60,740	18,159	176.55